

法務省矯少第 9 5 号

平成 2 7 年 5 月 1 4 日

改正 令和 4 年 3 月 2 9 日法務省矯少第 4 1 号
令和 5 年 1 1 月 2 8 日法務省矯少第 2 0 6 号
令和 8 年 3 月 1 9 日法務省矯少第 6 1 号

矯正管区長 殿
少年院長 殿
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）
少年鑑別所長 殿（参考送付）
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 川 新 二
（公 印 省 略）

少年院矯正教育課程の編成、運営及び評価の基準について（通達）
標記について、下記のとおり定め、少年院法（平成 2 6 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）の施行の日（平成 2 7 年 6 月 1 日）から実施することとしたので、その適正な運用に配慮願います。

記

第 1 用語の定義

この通達において使用する用語は、法及び少年院法施行規則（平成 2 7 年法務省令第 3 0 号）で使用する用語の例によるものとする。

第 2 少年院矯正教育課程の編成

1 編成の方針

- (1) 少年院矯正教育課程は、矯正教育課程に関する訓令（平成 2 7 年法務省矯少訓第 2 号大臣訓令）及び平成 2 7 年 5 月 1 4 日付け法務省矯少第 9 2 号当職依命通達「矯正教育課程に関する訓令の運用について」（以下「矯正教育課程通達」という。）において定められた各矯正教育課程の矯正教育の重点的な内容等が、具体的な矯正教育の目標、内容、実施方法等として反映されるよう、総合的に編成するものとする。
- (2) 少年院矯正教育課程には、矯正教育課程通達において定められた各矯正教育課程の矯正教育の目標（以下「課程別教育目標」という。）を達成するために、在院者の改善更生の程度に見合うよう処遇の段階ごとに、矯正

教育の目標及び標準的な期間を設定した上で、平成 27 年 5 月 14 日付け法務省矯少第 91 号当職通達「矯正教育の内容について」（以下「矯正教育内容通達」という。）の各指導の内容及び実施方法等を系統的、発展的に配列するものとする。

- (3) 少年院矯正教育課程は、これを基に在院者の特性に応じた個人別矯正教育計画を策定することを踏まえ、具体的に編成するものとする。
- (4) 処遇の段階ごとに定める矯正教育の目標（以下「段階別教育目標」という。）は、課程別教育目標を踏まえ、矯正教育における処遇の最高段階で到達すべき目標に向けて段階的に設定し、これを順次達成できるように矯正教育の内容及び実施方法を精選するものとする。
- (5) 少年院矯正教育課程は、法第 23 条の 2 第 1 項に規定された被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び同条第 2 項の規定により聴取した心情等を矯正教育の実施の際に考慮することができるように編成するものとする。
- (6) 少年院矯正教育課程は、当該施設の人的及び物的諸条件、地域社会の諸特性等を十分に考慮して編成するものとする。

2 編成の方法

- (1) 少年院矯正教育課程には、次の項目を盛り込むものとする。
 - ア 少年院矯正教育課程（表）（別紙様式 1）
 - (ア) 対象者
 - (イ) 教育方針
 - (ウ) 段階別教育目標
 - (エ) 段階別教育期間（処遇の段階ごとの標準的な教育期間をいう。以下同じ。）
 - (オ) 矯正教育の内容及び実施方法
 - イ 週間標準日課表（別紙様式 2）
 - (ア) 週間標準日課
 - (イ) 指導内容別実施時数
 - ウ 年間指導計画表（別紙様式 3）
 - エ 少年院矯正教育課程の運営に関する事項
 - オ 少年院矯正教育課程の評価に関する事項
- (2) 少年院矯正教育課程の編成は、次の手順により各年度に行うものとする。
 - ア 調査及び改善点の確認

次に掲げる事項について調査した上で、前年度の実施結果及び評価を踏まえた改善点（前年度に同一の矯正教育課程が指定されていた場合に限る。）を確認する。

 - (ア) 在院者の特性及び教育上の必要性
 - (イ) 施設の人的及び物的諸条件

(ウ) 地域社会の環境、社会資源等

イ 教育方針の設定

教育方針は、上記アの状況を踏まえ、矯正教育課程ごとの重点的な内容等を考慮し、法第 1 条に規定した目的を達成するために設定する。

ウ 段階別教育目標の設定

(ア) 段階別教育目標は、在院者の特性及び教育上の必要性に基づき、矯正教育課程ごとの重点的な内容等に配慮して、処遇の段階ごとに二つ以上設定する。

(イ) 段階別教育目標の設定に当たっては、各矯正教育課程の対象者に対して行う重点的な内容や到達すべき水準が具体的に明らかになるように留意するものとする。

エ 矯正教育の内容及び実施方法の設定

(ア) 矯正教育の内容及び実施方法は、処遇の段階別及び法第 24 条から第 29 条までに規定する指導の内容別に設定する。

(イ) 設定に当たっては、矯正教育内容通達に規定する指導内容の細目の別を定める。

オ 課業の設定

(ア) 課業（矯正教育の時間帯において行う矯正教育をいう。以下同じ。）については、1 単位時間を 50 分とする。ただし、指導上必要がある場合には、これを変更することができる。

(イ) 1 週間当たりの課業単位時数は、原則として 40 単位時間以上とする。

カ 少年院矯正教育課程（表）の編成

上記アからオまでを踏まえ、少年院矯正教育課程（表）を編成する。

キ 週間標準日課表及び年間指導計画表の作成

少年院矯正教育課程（表）を踏まえ、週間標準日課表及び年間指導計画表を作成する。

ク 少年院矯正教育課程の運営に関する事項

基本方針、職員体制、在院者の集団編成、指導上の留意事項その他の少年院矯正教育課程の運営に必要な事項を適宜の様式で明らかにするものとする。

ケ 少年院矯正教育課程の評価に関する事項の作成

少年院矯正教育課程の評価の方針、評価に係る実施体制その他の評価に当たり必要な事項を適宜の様式で明らかにするものとする。

第 3 少年院矯正教育課程の運営

1 運営の方針

(1) 少年院矯正教育課程は、組織的に運営するものとする。

(2) 少年院矯正教育課程の運営に当たっては、専門的な知識及び技能を活

用するとともに、そのための研究及び研さんに努めるものとする。

- (3) 少年院矯正教育課程の運営に当たっては、仮退院（第 5 種少年院在院者にあつては、退院）後の保護観察における処遇と有機的な一貫性を保持するよう努めるものとする。

2 運営の方法

- (1) 週間標準日課表を基に週ごとの具体的な教育計画を記載した週間計画表を作成した上で実施するものとする。
- (2) 課業については、指導内容を細分化した単元ごとの指導案を作成して実施するものとする。
- (3) 矯正教育の時間帯以外において行う矯正教育のうち、一定期間継続して実施するものについては、指導案又はそれに準ずる計画案を作成して実施するものとする。

第 4 少年院矯正教育課程の評価等

1 評価の方法

- (1) 少年院の長は、別紙様式 4 の項目ごとに評価を行うものとする。
- (2) 評価は、職員の意見を基に行い、必要に応じ、在院者の感想、外部協力者の意見、研究授業、処遇審査会等の結果、再入院者調査の結果、個人別矯正教育計画の変更の頻度などを参酌して行うものとする。
- (3) 評価の時期は、次のとおりとする。
 - ア 定期評価
年度末に少年院矯正教育課程の全般の評価を行うものとする。
 - イ 臨時評価
必要に応じ、臨時に少年院矯正教育課程の評価を行うことができる。

2 少年院矯正教育課程の見直し

少年院の長は、定期評価又は臨時評価を行った結果、必要と認めるときは、少年院矯正教育課程の見直しを行うものとする。

第 5 その他

- 1 少年院は、定期評価の結果又は要点について別紙様式 4 に記載の上、毎年 4 月 20 日までに、当局及び矯正管区に少年院矯正教育課程（表）及び週間標準日課表とともに提出するものとする。
- 2 少年院は、臨時評価の結果、少年院矯正教育課程（表）が見直されたときは、速やかに、矯正管区に別紙様式 4 及び同（表）を提出するものとする。
- 3 少年院は、新たに実施すべき矯正教育課程の指定を受け、少年院矯正教育課程（表）が作成されたときは、当局及び矯正管区に同（表）及び週間標準日課表を提出するものとする。
- 4 矯正管区は、上記 1 又は 3 の規定により少年院矯正教育課程（表）の提出を受けたときは、管内に所在する少年院及び少年鑑別所並びに家庭裁判所、検察庁、地方更生保護委員会及び保護観察所その他関係機関に同（表）を共

有するものとする。

対象者		種別	年齢					
教育方針								
処遇の段階				3 級	2 級	1 級		
段階別教育期間								
段階別教育目標								
矯正教育の内容及び実施方法	生活指導	基本的生活訓練						
		問題行動指導						
		治療的指導						
		被害者心情理解指導						
		保護関係調整指導						
		進路指導						
		特定生活指導	被害者の視点を取り入れた教育					
			薬物非行防止指導					
			性非行防止指導					
			暴力防止指導					
			家族関係指導					
			交友関係指導					
	成年社会参画指導							
	職業指導 (下段:専門的職業訓練を要する者)	職業生活設計指導						
		職業能力開発指導						
		職業能力開発指導						
	教科指導 (下段:高等学校教育を要する者)	義務教育指導						
		補習教育指導						
		高等学校教育指導						
		高等学校教育指導						
	体育指導	体育						
	特別活動指導	自主的活動						
		クラブ活動						
		情操的活動						
行事								
社会貢献活動								

週間標準日課表

矯正教育課程	
処遇の段階	

	月	火	水	木	金	土	日
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							

課業単位時間数

	月	火	水	木	金	土	日
運 動							
余 暇							
矯正教育							

指導内容別課業単位時間数

	月	火	水	木	金	土	日
生活指導							
職業指導							
教科指導							
体育指導							
特別活動指導							

(注) 施設の実情に応じて、適宜様式を変更し、複数の矯正教育課程、処遇の段階を記載して差し支えない。

年間指導計画表

	生活指導	職業指導	教科指導	体育指導	特別活動指導	備考
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10月						
11月						
12月						
1 月						
2 月						
3 月						
毎月						
その他						

(注1) 本様式は、週間標準日課表に記載されるような日常的・継続的な課業ではないが、季節や時期に応じて実施する行事等、特別に時間を設定して行う活動のみを記載する。

(注2) 施設の実情に応じて、適宜様式を変更して差し支えない。ただし、指導内容別区分（生活指導等）が識別できるように記載すること。

少年院矯正教育課程の評価及び改正点

施設名 :
 矯正教育課程 :

1 少年院矯正教育課程の編成について

(1) 教育方針及び段階別教育目標

- ・ 在院者の特性及び教育上の必要性並びに矯正教育課程ごとの「重点的な内容」に応じた教育方針であったか。
- ・ 施設や在院者の実態を踏まえた教育方針であったか。
- ・ 段階別教育目標は、通達上の教育目標を系統的、発展的に達成するよう設定されていたか。

(評価)	(改善を要する点)

(2) 段階別標準教育期間

- ・ 処遇の段階ごとの指導の狙いに応じた妥当な期間設定であったか。

--	--

(3) 矯正教育の内容及び実施方法

- ・ 指導内容及び実施方法の選定、配列は、通達上の教育目標達成に関し妥当であったか。また、一般社会で行われている仕事や教育活動、社会活動に関わる機会が増えるよう努めたか。
- ・ 週間標準日課及び年間指導計画は通達上の教育目標達成に関し妥当であったか。

2 少年院矯正教育課程の運営及び評価について

(1) 指導計画

- ・ 週間標準日課表に基づく標準課業指導時数、集団編成等は妥当であったか。
- ・ 週間計画表の作成が行われたか。
- ・ 指導案又はそれに準ずる計画案等は妥当であったか。

別紙様式 4

(2) 評価体制

- ・ 指導内容別実施単位数を満たしているか。
- ・ 必要に応じて臨時の評価が行われたか。
- ・ 上記評価に基づき少年院矯正教育課程の変更・充実を図ったか。

(3) その他運用に関する事項

- ・ 少年院矯正教育課程の意義について職員への周知徹底が図られ、意見を聴取したか。
- ・ 少年院矯正教育課程を効果的に実施するための職員の指導力向上が図られたか。
- ・ 必要な教材、教具等は備え付けられているか。また、事業所の事業主、学校の長、学識経験のある者その他適当と認める者に積極的に委嘱して矯正教育の援助を行わせるほか、I C T機器の活用等により、実践的かつ効果的な内容となるよう努めたか。
- ・ 個人別矯正教育計画の作成、実施は少年院矯正教育課程を踏まえ、弾力的に運用されたか。

3 少年院矯正教育課程の改正の要点

評価や意見を踏まえて、編成、実施方法等で改正した内容を記載する。

<ul style="list-style-type: none">・・・・・

4 その他留意すべき事項

<ul style="list-style-type: none">・・
